

○那覇市排水設備指定工事店規程 (抜粋)

(異動等の届出)

第8条 条例第16条第2項第4号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の異動
- (2) 営業所の住所の表示の変更

2 条例第16条第2項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定番号
- (2) 代表者名及び代表者印
- (3) 商号、代表者及び責任技術者等に変更があったときは、変更のあった事項

3 条例第16条第2項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店異動届(第5号様式)によるものとする。

4 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 組織又は商号に変更があったとき 登記事項証明書(法人の場合)及び指定工事店証
- (2) 営業所を移転したとき 登記事項証明書(法人の場合)及び指定工事店証
- (3) 専属する責任技術者に異動があったとき 責任技術者証の写し
- (4) 代表者に異動があったとき 登記事項証明書(法人の場合)及び指定工事店証
- (5) 営業所の住所の表示に変更があったとき 住所変更証明書又は登記事項証明書(法人の場合)及び指定工事店証
- (6) その他管理者が定めるもの

5 条例第16条第3項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号に規定するその他規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定番号
- (2) 代表者氏名及び代表者印
- (3) 辞退等の理由

6 条例第16条第3項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届(第6号様式)によるものとする。

7 前項の届出には、指定工事店証及び専属する責任技術者の責任技術者証を添付するものとする。